

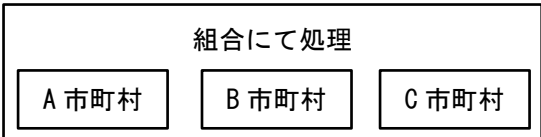
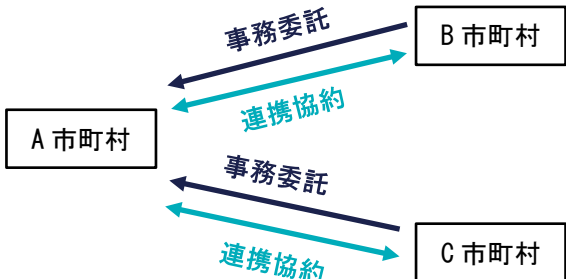
事業主体の選定について（案）

1 事業主体の検討

4市1町におけるごみ処理広域化に伴う事業主体については、広く採用されている「一部事務組合の設立」及び「連携協約＋事務の委託による実施」を比較し方針を定めます。

2 事業主体の比較

「一部事務組合の設立」及び「連携協約＋事務の委託による実施」の実績、制度概要、主なメリット及びデメリットを以下に示します。

	①一部事務組合	②連携協約＋事務の委託
実績	ごみ処理 処理団体数 1,368 リサイクル施設 処理団体数 533	ごみ処理 139件 ^{※1} リサイクル施設 11件 ^{※1}
制度概要	関係市町村が構成員となる一部事務組合を設立し、関係市町村のごみ処理を実施する。 	- 連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める。 - 受入自治体が施設の整備及び運営管理に係る事務を行う。 - 委託する側は事務権限を失う。 
メリット	- 特別地方公共団体として議会の設置、条例の制定等がなされるので組織的に安定している。 - 先行事例が多い。	受入自治体の負担の増加はあるが、新たな組織の設置に伴う財政負担（議会費、管理費等）はない。
デメリット	新たな組織の設立に伴う新たな財政負担（議会費、管理費等）が発生する。	- 一対一の協約に対して他の自治体が関与・意見反映することが難しい。 - 受託した事務の責任は受入自治体が単独で負うので負担が大きい（事務負担、財政負担、枠組の変更に伴うリスク等が受入自治体に集中する）。

※1 事務の委託件数

※広域化・集約化に係る手引き令和2年3月（令和7年3月改訂）環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課等により作成

3 事業主体の選定

4市1町におけるごみ処理広域化に伴う事業主体について以下のとおり整理します。

(1) 前提条件

- ・本事業は、中核規模の自治体を複数含む大規模な広域ごみ処理計画であることから、事業を安定的かつ効率的に推進できる事業主体を選定することが特に重要である。
- ・焼却施設及び資源化施設は同一敷地に集約せず、複数自治体に分散して整備されることも想定されるが、両施設が平常時及び災害時においても密接に連携し、適切に運営できる体制を構築することが求められる。
- ・焼却施設及び資源化施設の建設は、いずれも大規模事業であり、運営期間も40～50年と長期にわたることから、特定の自治体に過度な負担が生じないように配慮する必要がある。

(2) 事務の委託方式で実施する場合の課題

- ・施設の設置自治体が4市1町のごみ処理責任を負うことになるため、負担が偏り過大となるおそれがある。
- ・焼却施設及び資源化施設が複数自治体に分散して整備される場合には、自治体間の調整が十分に機能せず、運営面で課題が生じるおそれがある。

(3) 事業主体の在り方

4市1町におけるごみ処理広域化に伴う事業主体は、一部事務組合を設立することが望ましいと判断します。

理由は以下のとおりです。

- ・組合が両施設を一元管理することで、常に連携が確保され、安定的かつ効率的な事業推進体制を構築できるため。
- ・組合にすることで、特定の自治体に負担が偏ることなく、4市1町が公平に事業に関与し、負担を分担できるため。